

戦傷病者乗車券引換規則（昭和62年(1987年)4月1日四国旅客鉄道株式会社公告第9号）の一部を改正し、2026年3月14日から施行します。

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)</p> <p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によつて、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>旅客営業規則（昭和62年4月四国旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。）第18条第1号に規定する普通乗車券とする。</p> <p>(2) 急行券</p> <p>旅客規則第18条第2号に規定する立席特急券、自由席特急券、特定特急券及び普通急行券とする。ただし、前号の規定により引換えをした片道の営業キロが100キロメートルを超える普通乗車券を所持する戦傷病者が使用する場合に限るものとする。</p> <p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によつて、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。</p> <p>(1) 特別急行列車の特別車両以外の座席指定車に乗車する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）は、自由席特急料金又は特定特急料金と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)</p> <p>第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）</p> <p>片道乗車券については1枚、往復乗車券及び連続乗車券については2枚とする。</p> <p>(2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)</p> <p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によつて、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>旅客営業規則（昭和62年4月四国旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。）第18条第1号にに規定する普通乗車券とする。</p> <p>(2) 急行券</p> <p>旅客規則第18条第2号に規定する立席特急券、自由席特急券、特定特急券及び普通急行券とする。ただし、前号の規定により引換えをした営業キロが100キロメートルを超える普通乗車券を所持する戦傷病者が使用する場合に限るものとする。</p> <p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）によつて、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引き換えることができる。</p> <p>(1) 特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車して指定席を使用する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）は、自由席特急料金又は特定特急料金と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)</p> <p>第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）</p> <p>普通乗車券1枚につき、1枚とする。</p> <p>(2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種）</p>

現行	改正
<p>1 個の急行列車の急行券、旅客規則第57条第7項の規定を適用して発売する特別急行券及び同第57条の3第4項の規定を適用して発売する特別急行券について1枚とする。</p> <p>2 前項第1号の規定により、戦傷病者又はその介護者が、往復乗車券又は連続乗車券と引き換える場合は戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種）の乗車区間欄には、旅客運賃が打切りとなる区間ごとに1枚ずつ、それぞれの区間を記入しなければならない。</p> <p>3 甲種戦傷病者が、介護者を同行しないで、戦傷病者用の乗車券類だけの引換えをする場合は、戦傷病者自身において介護者氏名及び年齢欄に「なし」と記入しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 個の急行列車の急行券、旅客規則第57条第7項の規定を適用して発売する特別急行券及び同第57条の3第4項の規定を適用して発売する特別急行券1枚につき、1枚とする。</p> <p>2 甲種戦傷病者が、介護者を同行しないで、戦傷病者用の乗車券類だけの引換えをする場合は、戦傷病者自身において介護者氏名及び年齢欄に「なし」と記入しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>